**東日本大震災支援活動補助金規定**

**（目的）**

1. 本規定は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区の「東日本大震災支援活動補助金」　　　　　　　　　（以下「本補助金」という）を適正に管理するため、本補助金の運用および管理に関する事項を定める。

**（総則）**

第２条　本補助金の主な財源は東日本大震災支援募金とし、その運用および管理は理事の監督の下、東日本区会計が東日本区事務所と協力して行う。

　２　本規定は、2011年5月ワイズメンズクラブ国際協会東日本区・東日本大震災支援対策本部（以下「対策本部」という）が定めた「各クラブでの東日本大震災支援活動への東日本区支援要領」を改訂したものである。

**（支払条件）**

第３条　部、クラブ（以下「団体」という）等、または東日本区が実施する東日本大震災支援活動

（以下「支援活動」という）に対し、申請に基づき補助を行う。

２　　団体が実施する支援活動に要した旅費と宿泊費の最大半額を補助する。ただし、補助額は、対策本部と東日本区会計が、東日本大震災支援募金の残額、支援活動内容の適正、規模などを考慮し決定する。

３　　個人の支援活動および支援物資を送付・搬送するだけの支援活動は対象外とする。

４　　団体が実施する支援活動の支給対象者（以下「支給対象者」という）は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区のワイズメン、メネット、コメットおよび支援活動に必要な参加者とする。

５　　支給対象者は支援活動に参加し、何らかの役割を果たさなければならない。

６　　本補助金申請を行う団体は、事前に別表１の書式で理事または対策本部に事前申請を行い、承認を得る。

７　　団体が実施する支援活動の補助金申請は団体の代表者または会計担当が、東日本区理事に対し、活動終了後1か月以内に行う。

８　　申請は、次の書類を提出して行う。

1. 申請書（別表２）　②　領収書等の証憑類（原本を提出できない場合はコピー可）

③　報告書（記録）、写真、資料等

　　　９　　前項の申請を受けた理事は、東日本区会計とともに、支援活動が適正に実施されたことを確認の上、補助額を決定し支払うものとする。その際、円単位未満は切り捨てとする。

**（監査）**

　第4条　各年度終了後、東日本区監事の監査を速やかに受ける。

　　　２　　監査にあたり東日本区会計は帳簿、各活動の事前承認書・報告書・証憑類、預貯金通帳を提出する。

　　　３　　預貯金通帳、金融機関届出印の管理は「東日本区会計マニュアル」に準じる。

**（補助金の限度額）**

第5条　事前申請時、１回の支払額が２０万円を超えると予想される場合は、理事および対策本部と協議する。

**（改廃）**

　第６条　本規定は、東日本区役員会の承認を経ることにより改正または廃止することができる。

**（附則）**

　この規則は2013年12月12日から施行する。

2013年12月12日　　制定

2017年　3月29日　　改訂